

食安輸発第0525001号

平成17年5月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

輸入米の検査について

標記については、平成11年4月21日付け衛食第71号及び衛化第18号により検査を実施しているところです。

今般、当該通知の別添「輸入米の検査実施要領」を別添のとおり改め、本年6月1日以降に輸入届出される米から検査項目を拡大するとともに、モニタリング検査を併用することにより輸入時の安全確保を図ることとしたので、御了知の上、実施方よろしく申し上げます。

別添

輸入米の検査実施要領

- 1 対象食品
米（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米）
- 2 検査項目、検査対象国、試験機関及び検査頻度
 - (1) 別表1に掲げる検査項目について、同表に定める事項に従い、同一ロットのうち貨物が最初に積み降ろされる港（以下「一次港」という。）において検査を実施すること。
 - (2) 別表2に掲げる検査項目について、別紙「輸入米のモニタリング検査実施要領」に従い、原則として一次港においてモニタリング検査を実施すること。
 - (3) 農林水産省総合食料局食糧貿易課（以下「農林水産省」という。）が実施する先行サンプルの試験において検出された農薬については、上記に加えて検査項目とする。
また、カドミウム及びその化合物については、農林水産省が実施する先行サンプルの試験の結果、0.1ppm以上検出された場合に検査項目とする。

なお、別表1の検査対象国に示されていない国の米の検査項目については、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室と協議すること。

- 3 検体の採取及び送付
 - (1) 検体の採取
別表3に基づき食品等輸入届出を受理する検疫所の食品衛生監視員が採取すること。
 - (2) 検体の送付
平成16年11月19日付け食安発第1119002号別添「輸入食品等監視指導業務基準」（以下「業務基準」という。）に基づき各試験実施機関へ検体（1 kg）を送付すること。
- 4 試験方法
 - (1) 残留農薬の試験方法
残留農薬については、固相抽出による残留農薬一斉分析法、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」等により実施すること。
 - (2) アフラトキシンの試験方法
アフラトキシンについては、平成14年3月26日付け食監発第0326001号に示された試験法又はこれと同等以上の性能を有すると認められるその他の方法によること。
ただし、その他の方法で試験を実施し検出した場合は、同通知による

試験法により確認試験を実施すること。

5 結果の報告等

(1) 結果の報告

試験担当機関は、結果が判明次第、直ちに業務基準様式第18号（試験結果連絡票）により検体を採取した検疫所に連絡すること。

(2) 届出済証の交付

検体を採取した検疫所は、2の(1)の検査結果が判明し食品衛生法上問題がないことを確認した後に輸入届出済証を交付すること。

(3) 輸入数重量等の報告

届出済証を交付した検疫所は、交付後速やかに別途指示する様式にて、企画情報課検疫所業務管理室あて報告すること。

6 事故品及び荷粉品の取扱い

(1) 事故が発生した場合、その概要を速やかに検疫所へ報告するよう輸入者を指導すること。

(2) 仕分けを行う場合にあつては、事前にその方法等につき輸入者を指導し、必要に応じて本船又は倉庫等へ立ち入り、事故の概要及び食品衛生法違反状況を把握すること。

(3) 食品衛生法違反と判断されるものについては、業務基準に基づき措置すること。

7 その他

(1) 1の(1)のミニマム・アクセス輸入米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条及び31条に定めるものであり、関税化米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第34条に定める納付金を納めて輸入されるものであること。

(2) 2の(1)に示す「同一ロット」とは、米の種類（玄米、精米、砕精米、ウルチ米、モチ米等の別）、生産国、輸入者及び本船が同一のものであること。

なお、一次港で実施した同一ロット貨物の結果については、一次港を管轄する検疫所が二次港以降を管轄する検疫所へ適宜連絡すること。

(3) 植物防疫法に基づくくん蒸が実施される場合にあつては、輸入者に対し、当該くん蒸剤の試験を登録検査機関において実施するよう指導し、試験成績証明書の写しを提出させるとともに、その旨を試験実施機関へ連絡すること。

(4) 検体採取時の異物検査については、昭和32年4月26日付け衛食第81号「輸入米中に混入するヒルガオ科植物種子取扱要領について」を留意の上、検査を実施すること。

(5) 貨物の到着予定港を管轄する検疫所にあつては、必要に応じて関係省庁等と直接連絡をとり、円滑に業務が遂行されるよう努めること。

別表1 輸入米の検査項目等

NO.	検査項目	検査対象国	試験機関
1	BHC	全輸出国	横浜センター
2	DDT		
3	EPN		
4	アセフェート		
5	アニコホス		
6	イソプロチオラン		
7	イプロベンホス		
8	エディフェンホス		
9	エトプロホス		
10	エトリムホス		
11	エンドリン		
12	オキサジアゾン		
13	オメトエート		
14	クロルピリホス		
15	クロルピリホスメチル		
16	クロルフェンビンホス		
17	ジクロルボス(DDVP)		
18	ジスルホトン		
19	シハロトリン		
20	シフルトリン		
21	シペルメトリン		
22	ジメトエート		
23	ダイアジノン		
24	ディルドリン・アルドリン		
25	テトラクロルビンホス		
26	デメトン-S-メチル		
27	デルタメトリン		
28	テルブホス		
29	トリアゾホス		
30	トリフルラリン		
31	トリフロキシストロビン		
32	パラチオン		
33	パラチオンメチル		
34	ビフェノックス		
35	ピペロホス		
36	ピラゾキシフェン		
37	ピリダフェンチオン		
38	ピリミホスメチル		
39	フェニトロチオン		
40	フェンチオン		
41	フェントエート		
42	フェンバレレート		
43	フサライド		
44	プロパホス		
45	ペルメトリン		
46	ホスファミドン		
47	ホスメット		
48	ホレート		
49	マラチオン		
50	メチダチオン		
51	モノクロトホス		
52	アフラトキシン		
53	XMC		
54	イサゾホス		神戸センター
55	イソプロカルブ		
56	ウニコナゾールP		
57	エスプロカルブ		
58	オキサジキシル		
59	カルバリル		
60	カルボフラン		

NO.	検査項目	検査対象国	試験機関		
61	クロマゾン	全輸出国	神戸センター		
62	シハロホップブチル				
63	シメコナゾール				
64	ジメタメトリン				
65	シメトリン				
66	ジメピペレート				
67	チオベンカルブ				
68	テトラコナゾール				
69	テニルクロル				
70	テブコナゾール				
71	トリアジメノール				
72	トリシクラゾール				
73	パクロブトラゾール				
74	ピリブチカルブ				
75	ピリミカルブ				
76	ピリミノバックメチル				
77	フェノブカルブ				
78	ブタミホス				
79	ブプロフェジン				
80	フラチオカルブ				
81	フルジオキシニル				
82	フルトラニル				
83	プレチラクロール				
84	プロパニル				
85	プロピコナゾール				
86	プロポキスル				
87	プロメトリン				
88	プロモブチド				
89	ヘキサコナゾール				
90	ペンシクロン				
91	ペンダイオカルブ				
92	ペンディメタリン				
93	メタラキシル				
94	メチオカルブ				
95	メミノストロビン				
96	メトラクロール				
97	メトルカルブ				
98	メフェナセット				
99	メプロニル				
100	モリネート				
101	臭素				
102	2,4-D			スリランカ、ブラジル	横浜センター
103	グリホサート			スリランカ、台湾	
104	ピラゾスルフロンエチル			スリランカ、ベトナム	神戸センター
105	イマゾスルフロン			台湾	
106	エトフェンプロックス			スリランカ	
107	カルプロバミド			台湾	
108	カルボスルフエン			スリランカ	
109	ジクロメジン			台湾	
110	シラフルオフエン			台湾	
111	フェノキサプロップエチル			スリランカ、ブラジル	
112	ホルモチオン			スリランカ	
113	メスルフロンメチル			スリランカ、ブラジル	

注 横浜センターは、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センターを示す。

神戸センターは、神戸検疫所輸入食品・検疫検査センターを示す。

注2: 全輸出国とは、以下の国を示す。

アメリカ、イタリア、インド、インドネシア、ウルグアイ、エジプト、オーストラリア、スペイン、スリランカ、タイ、台湾、中国、パキスタン、バングラディッシュ、ブラジル、ベトナム

別表2 輸入米のモニタリング検査項目等

NO.	検査項目	試験機関
1	アクリナトリン	横浜センター
2	アセトクロール	
3	アレスリン	
4	エチオン	
5	エトキサゾール	
6	エトベンザニド	
7	エンドスルファン	
8	オキシフルオルフェン	
9	カフェンストロール	
10	キナルホス	
11	キノキシフェン	
12	キントゼン	
13	クロジナホッププロバギル	
14	クロメプロップ	
15	クロルフェナピル	
16	クロルベンジレート	
17	サリチオン	
18	シアナジン	
19	シアノホス	
20	ジエトフェンカルブ	
21	ジクロフェンチオン	
22	ジクロプロトラゾール	
23	ジフェノコナゾール	
24	チフルザミド	
25	トリアジメホシ	
26	トルクロホスメチル	
27	ピフェントリン	
28	ピラクロホス	
29	ピリダベン	
30	ピリミジフェン	
31	ピリメタニル	
32	フェノキシカルブ	
33	フェノチオカルブ	
34	フェンスルホチオン	
35	フェンプロパトリン	
36	ブタフェナシル	
37	ブピリベート	
38	フラムプロップメチル	
39	フルントリネート	
40	フルバリネート	
41	フルミクロラックペンチル	
42	プロパクロール	
43	プロピザミド	
44	プロフェノホス	
45	プロメカルブ	
46	プロモプロピレート	
47	ペンコナゾール	
48	ホサロン	

NO.	検査項目	試験機関
49	アトラジン	神戸センター
50	アメリン	
51	アラクロール	
52	イソフェンホス	
53	イプロバリカルブ	
54	カズサホス	
55	カルフェントラズンエチル	
56	クレソキシムメチル	
57	クロルタールジメチル	
58	クロルデン	
59	クロルプロファム	
60	ジクロホップメチル	
61	ジコホール	
62	ジチオピル	
63	ジフェナミド	
64	シマジン	
65	ジメチルビンホス(E,Z)	
66	ジメテナミド	
67	チアゾピル	
68	テトラジホン	
69	テブフェンピラド	
70	テフルトリン	
71	トリアレート	
72	トリブホス	
73	ナプロパミド	
74	ニトロタールイソプロピル	
75	ハルフェンプロックス	
76	ピコリナフェン	
77	ピラフルフェンエチル	
78	ビンクロゾリン	
79	フィプロニル	
80	フェナリモル	
81	フェノキサニル	
82	フェンクロルホス	
83	ブタクロール	
84	フルアクリピリム	
85	フルキンコナゾール	
86	フルミオキサジン	
87	プロクロラズ	
88	プロシミドン	
89	プロチオホス	
90	プロファム	
91	プロモホス	
92	ベナラキシル	
93	ベンフルラリン	
94	ホスチアゼート	
95	ホノホス	
96	メタクリホス	
97	メタミドホス	

別表 3

ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量 (kg)	検体数
≦ 15	2	2	1
16 ~ 25	3	2	1
26 ~ 90	5	2	1
91 ~ 150	8	2	1
151 ~ 280	13	2	1
281 ~ 500	20	2	1
501 ~ 1,200	32	2	1
1,201 ~ 3,200	50	2	1
3,201 ~ 10,000	80	2	1
10,001 ~ 35,000	125	2	1
35,001 ~ 150,000	200	2	1
150,001 ~ 500,000	315	2	1
≧ 500,001	500	2	1

(注) ばら積みの場合は、次の方法により検体の採取を実施すること。

(1) 本船（ハッチ）及びはしけにおける検体の採取

上部、中部、下部計15ヶ所から計10 kg 以上を採取したものを縮分して1検体（2 kg）とする。

(2) サイロにおける検体の採取

サイロに搬入する直前において適正な時間的間隔をもって15回計10 kg 以上を採取したものを縮分して1検体（2 kg）とする。

すでに搬入が終了したものについては、他サイロに移動させる時点で同様に採取すること。

別紙

輸入米のモニタリング検査実施要領

1 実施期間

平成17年6月1日から平成18年5月31日まで

2 対象食品、採取方法、検査項目及び試験方法

輸入米の検査実施要領によること

3 検査検体数

299件（中国190、米国65、タイ20、オーストラリア10、イタリア5、インド2、その他7）

4 その他

基準値を超える残留農薬を検出した場合にあつては、食品衛生法第11条違反として措置すること。